「箕面市人権のまち推進基本方針」改定についての意見具申

2023年7月31日 箕面市人権施策審議会

はじめに

今期の審議会では「箕面市人権のまち推進基本方針」(以下、基本方針)の改定について 審議をしました。審議の経過の中で、全委員から会長が基本方針についての意見を聴取し、 その結果を審議会で報告しながら、改定作業を進めました。審議の結果は改定された基本 方針のとおりですが、委員からの意見聴取の内容で、基本方針の文面には直接反映できま せんでしたが、今後の施策を進めていくために貴重なヒントとなるものもたくさんありま した。そこで、意見具申として、各委員から聴取した意見の概略をここに留めておきたい と思います。

1 近年の社会状況の変化とその課題化について

2020 年代を迎え、社会生活のあり方を大きく揺るがすような出来事が続いています。コロナウィルスによるパンデミックは世界中に波及し、日本でも日常生活が大きく制限されました。また、国際社会の複数の地域で戦争や紛争が継続し、国際的な経済格差と相まって、グローバル化社会のもつ問題点が見え隠れしています。そのような中で見えてきたのは、従来から社会的に不利益な立場に立たされている人たちの生活が、さらに苦しくなるという状況でした。また、情報技術の急速な進展、SNS の普及、AI 技術の高度化などにより、社会のあり方、教育のあり方、人間同士の繋がりのあり方にも大きな変化が進行しつつあります。例えば、SNS の急速な普及は、人と人との交流を今までとは全く違ったレベルで推し進めることになりましたが、同時に多様性を認め合うのではなく、意見や価値観の違う人たちによる社会の分断が進んでしまうという結果になりつつあります。また、インターネット上では、AI による生成技術の展開も含めて、事実確認できない情報が飛び交い、個人に対する悪質な誹謗・中傷が今まで以上に横行するようになりました。このような社会全体の変化をどのように読み解くのか、社会の分断を克服した未来をどのように見通すのかが、喫緊の課題となっています。

2 まちづくり・市民活動について

こうした経過の中で、改めて、地域社会での人と人とのつながり方、地域社会の中での人々の連携のあり方、自治活動、市民活動などの地域活動のあり方について考えていかなければなりません。また、それを支援する行政の施策や方法についての継続的な議論が必要だと考えます。個々の地域社会の状況はさまざまだとは思いますが、従来の自治会などの活動への参加者の減少、担い手の高齢化、若い世代の関心の希薄化がこれまでも議論されてきました。しかし、地域での生活に課題がなくなったわけでは決してなく、子育で支援、若者支援、障がい者や高齢者のケア、外国人との交流など、基本方針の第5章に書かれている個別の課題が存在します。それらの課題に向き合っている当事者の支援のためのネットワークづくりの議論も必要です。また、子ども食堂など従来の地域社会の活動とはまた違ったスタイルのものも取り組まれるようになり、新しい地域社会での連帯のあり方が模索され始めています。

3 行政の推進体制および相談業務について

改定前の基本方針の第1章第3節には「市民的権利と自由、市民自治、公共の福祉の確立は、地方自治体、地方行政の職務のバックグラウンドとなる、基本的かつ第一義的な原理であり、すべての自治体の職務の根拠となるべきだという観点から人権行政を進めます」と述べられています。この点を踏まえると人権行政は民間でなかなか実施できない事柄であり、民間委託の推進については行政側のチェックや働きかけが重要となってきます。特に、個別の課題については複数の問題が関連していることが多く、総合的な対応が求められますが、この点についても民間委託では連携が困難になることも考えられます。また、施策を担う行政職員については、当然のことですが現場のことを継続的に知っていることが前提になります。しかし、現状では、当事者と直接向きあう職員は正規の職員ではない場合が多くなっています。そして、行政(公務員)と市民との関係は上意下達的な関係ではなく、あくまでも平等対等であり、行政も間違いを認めることが求められます。さらに、人権行政を担う行政職員の研修内容の吟味、精査と、職員のキャリアアップを意識した配慮が必要です。

加えて、窓口の相談業務についても、当事者に「寄り添う」ことが大切ですが、そのため には、まず、相談業務での窓口でのたらいまわしを避けるため、ワンストップなどの工夫 が必要です。次に、窓口の実際の利用のされ方を見直し、担当者が、支援のために個々の 人間を理解し、ネガティブな表現をしない(できないことを言わずにできる支援を考える) という配慮も重要です。また、SNS と個別面談をセットにした利用の仕方が効果的です。

ところで、人権相談の核となるのは、人権擁護委員による相談ということになりますが、 実際には、人権擁護委員の活動が人権救済にどのように寄与しているのか、また、成果を 上げているのかを検証する必要があるのではないでしょうか。現行法では、裁判以外に法 的拘束力をもった解決方法が存在しないため、個々の人権擁護委員の取り組みが制限され ることはやむを得ないことになりますが、インターネットにおける誹謗中傷や差別的書き 込みの問題とも関連させた救済策や対応策を早急に検討する必要があります。

4 貧困対策について

生活困窮者自立支援法の適用と生活保護実施の相互の連携が必要です。箕面市では関連 部署が十分な連携をして、遺漏のないように取り組んでいるところですが、生活保護費を 渡すことで支援が完了したかのようにとらえられ、かえって必要な支援が行われなくなっ てしまう場合があります。支援のためにはその人の習慣や特性を見る必要があり、注意が 必要です。

また、生活が安定していそうな地域ほどかえって貧困家庭が見えないという状況があります。食料支援などの活動をしても、当事者が窓口に来ないと、支援が受けられないことになります。生活保護費を受給するところにたどり着く前に、すでにその当事者への権利侵害や社会からの排除があり、それがさまざまな困難を引き起こしているといえます。

5 行政による意識調査、広報活動について

「箕面市民の人権に関するアンケート調査」は平成16年(2004年)と平成22年(2010年)に報告が出ていますが、それ以後は行われていません。意識調査が継続して行われ、経年変化の追跡、分析が必要です。また、基本方針にもあるように回収率が低いので、調査方法についても検討する必要があります。広報については、広報の発信の際に人権の視点が今以上に必要です。さらに広報については行政と市民との双方向のコミュニケーションを確保するために、一定のルールのもとでのSNSなどの新しいソーシャルメディアの活用が求められます。

6 教育啓発、学校教育について

学校教育以外のさまざまな人権教育・啓発の場面では、啓発の課題に関連する当事者の おかれた状況、当事者意識を理解、尊重することがまず重要です。そして、その理解をさ らに進めて、当事者に対するさまざまな支援や取り組み、市民運動などによる応援の必要 があります。

学校教育の中で人権教育が適切に行われているのか、そのための教員の力量やあり方は どうなのか、研修や実践交流が行われているのかなど、検証すべき点があるようです。ま た、コロナ下で始まったオンライン教育について、そのメリット、デメリットの検証も必 要です。

7 個別の課題について

7-1 男女協働について

- ア 女性の積極的雇用が進められていますが、もし、文字通り女性ということだけで、いわば機械的に採用されるのであれば、その積極的雇用の意図が歪められるのではないでしょうか。また、積極的雇用によって採用された女性の立場をその職場がどのように受け止めたらいいのか、女性がどのような意識をもって職場の業務に参画していったらいいのかなどを検討する必要があります。
- イ 家事分担の方法はいろいろな工夫の方法があるでしょうが、共働きではなくひとり 所得の場合、特に、残業などを減らすことができないのではないでしょうか。また、 共働きの場合の家事分担についてはそれを可能にする働き方が求められます。
- ウ 男性の育児休暇を取得するとそれにより、かえって女性の家事負担やストレスが増加するという事例が報告されています。育児休暇を取った人への啓発、スキルアップの機会などが必要ではないのでしょうか。
- エ 男女協働参画ルームの拠点としての位置づけを可能なかぎり強化すべきではないで しょうか。現状では、あまり多くの人が利用していないように思われます。

7-2 子ども・男女協働・学校教育・性的マイノリティ・若者について

- ア 学校における女性のライフサイクルの教育、性的マイノリティについて学ぶ機会、 子どもの性被害の問題を踏まえて CAP プログラムなどの普及などが必要なのではない でしょうか。また、子どもに対する施設職員等からの性被害も増えているように思い ます。
- イ 中学を卒業し、子どもの年齢が高くなっていくのに対して、それまであった学校や 行政からの支援活動が手薄になっていくのではないでしょうか。特に進路指導の課題 との関連で若者が能動的に働ける場の整備の必要があります。この取り組みには、学 校と地域社会、行政などの横の連携が特に重要です。

7-3 高齢者・障害者について

- ア ささえあいステーションには地域住民のニーズも入るはずなので、ステーションの 効果的な活用が促進できるような工夫が必要です。
- イ 成年後見制度について、現状は一般社団法人と後見契約をしていますが、金銭管理 以外の支援、例えば高齢者や障害者の意思決定支援などが必要です。
- ウ 知的障害者の意思表示の困難さがあります。また、市内に緊急ショートステイの場所がありません。障害者の人権侵害に関する相談事業があまり使われていないようです。相談員の多忙化も課題です。
- エ 障害者について、義務教育段階で学ぶことが大切です。インクルーシブ教育の意義 の確認をすべきで、国連からの分離教育の是正への指摘がある中で、学校が積極的に 子どもを受け入れるという発信をすべきです。
- オ 基本方針の本文にも記載があるように、施設コンフリクトによる偏見の助長という 現実があります。障害者との関わりをもつことの重要性や障害者が自立することの意 味などの啓発と、地域で自立した生活を送るために障害者グループホームの増設が必 要です。

7-4 部落差別について

インターネットによる部落差別の問題が深刻です。部落差別意識が残存し、見えなくなることによって厳しくなり、予断と偏見が強くなります。まち自体への忌避意識がありま

す。不動産に対する物理的・経済的被害にどう対処するのかが課題です。

7-5 外国人について

- ア 日本の公立学校へ外国籍の児童生徒が就学しているということを踏まえ、これまでから各学校現場で、外国籍の児童生徒と日本人の児童生徒との相互理解や外国籍児童生徒のエンパワーメントのために、いろいろな取組が行われてきたところです。箕面市立のある小学校では、この間、在籍する在日コリアンの児童生徒を念頭においた、韓国・朝鮮文化についての理解の実践が行われてきました、その一環として、韓国料理のプルコギ丼を作る実践をしている先生がおられることは評価できます。ただ、在日コリアンの理解には、先生によって温度差があるようです。在日コリアンが高校から日本の学校へ通いだすと、高校での取り組みの弱さから、本名に対する無理解による不登校などの困難が生まれます。
- イ どのような在留資格を持っているか、あるいは在留資格の有無で問題の所在が全く 違うことになります。労働に従事する外国人の生活保障をどうするのかが課題の一つ です。ごみ出しをめぐるトラブルなどに対する対応、工夫が必要です。
- ウ アメリカも格差社会であり低所得者層がそこから抜け出せない構造になっています。 サンフランシスコのようなリベラルな街では、授業でいろいろな「家族」があるとい う話もするし、父が二人いる子が学年に 1、2 名いる。障害児(ディスレクシア:文字 の読み書きに難しさを感じる状態、多動…)やいろいろな家族もあります。LGBT もア メリカでは人数も多く、さまざまな業種でカミング・アウトされています。いじめ(へ の対処)、感情のコントロール、アサーション(適切な自己表現、非攻撃的自己主張) を学校で学びます。国によって働き方の評価、あり方が違います。

7-6 インターネット教育啓発について

メディア・リテラシー、ネット・リテラシー、自分を守る教育が必要です。ネット上の 誹謗中傷、デジタル・タトゥー、情報技術に対する教育も必要です。

7-7 インターネットについて

インターネットの特徴は社会活動が瞬時に拡張しグローバル化することです。一方で、 共通の価値がなくなり、人間性の希薄化、情報の私事化が起こっています。対話の直接性 を軽視するため、教育・子育てへの影響が大きいと考えられます。SNS の中で生きられず自 死するケースを聞きます。技術と生命が対立して、ロボットが創造主に牙をむいて反撃し、 技術に人間が殺されている状況だといえます。

7-8 住宅政策について

安心して住むことができる場所(住居)があることは人間の生活にとっての基本的な権利です。さまざまな理由で住居の確保に困難を抱えている人たちに対して、この権利を保障するための積極的な手立て(例えば、自治体版の地域住民に対する住宅手当など)が必要です。また、グループホーム利用の箕面市障害者市民全員への家賃補助という新たな制度の創設が必要です。

さらに、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要なかたが今後も増加する見込みですが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にあります。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用した住宅セーフティネット制度が住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)に基づき、2017年から始まっており、その拡充が求められます(国土交通省ホームページを参照した)。

むすび

冒頭に述べたように、今期の審議会では、基本方針の改定に関して全委員からの聞き取りを会長が行いました。その結果、審議会の限られた日程や時間の中では十分に表現することができなかった、全員からの率直で忌憚のない意見の発信が行われました。これは言うまでもないことですが、審議会のあり方として、審議会が意見具申をする場合、その審議の場で、各委員が十分に意見を出し合い共有し合うことによって、審議会が活性化することが大切です。そのことを通じて内容の深い意見具申につながることが重要なことだと考えられます。今回の審議では、これからの審議会のあり方のヒントになることも考えて、各委員からのご意見を最後に意見具申としてとりまとめた次第です。

以上